(その1)



# 収 支 報 告 書

令和 6年分(令和 6年分)

(ふりがな)	かきざきひでやこうえんかい						P	治	団体の区分
1 政治団体の名称	柿﨑英矢後援会		政 政	党	O	)	支	党 部	口 政治資金規正法第18条の2第 1項の規定による政治団体
2 主たる事務所の所在地	山形県最上郡戸沢村大字名高 1593番地の287		政 	治 ———	資 ——	金 ——	<b></b>	体 ——	■その他の政治団体□その他の政治団体の支部
_					- > 24 - 1			動	
3代表者の氏名	山﨑和彦		2以	上の者	<b>『</b> 直府	県の	区域等		■ 同一の都道府県の区域内
4 会計 責任者の 事務担当者の氏名		資金の配	有無の金田を	管理団種 類 体た名	体の	指定	の有無		国会議員関係政治団体の区分  □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者 の 氏 名 公職の種類
			 資金	管理団	 ]体の	指定	の期間		国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
(電話)		1	Z 成 Z 成	年年		月 月		いら まで	平成     年     月     日から       平成     年     月     日まで

(その2)

## 収支の状況

#### 1 収支の総括表

		十億		百万		7		 円
収 入 総 額								0
(前年からの繰越額)							!	0
(本年の収入額)								0
支 出 総 額								0
翌年への繰越額								0

### 2 収入項目別金額の内訳

(1)個人(	の負担する党費又は会費	<b>\$</b>							
				意	百万		千		円
金	額								0
									人
員	数								0

(2)寄附						
ア 寄附(イを除く。)の区分		備考				
		十億	百万	T	円	
(ア) 個人からの寄附					0	
(うち特定寄附)		:			0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0	
(ウ) 政治団体からの寄附					0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)					0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					0	
イ 政党匿名寄附					0	
合計(ア+イ)					0	

(その17)

## 資産等の状況

#### 1 資産等の総括表

資	産	等	の	有	無																		
					資	産	等	<i>ත</i> ා	項	<b>=</b>	別	区	分								有	無	備考
ア	土																			地			
1	建					_									-					物			
ゥ	建	物の	所	有を	目	的	٤	す	る	地	上	権	又	は	土	地	. o	賃	借	権			
エ	取	得	の	価 格	<i>t</i>	ĵŜ	1	0	0		万	H		を	超	え	•	る	動	産			
オ	預3	金(普	通 預	金及て	当	座 預	金	を除	< .	, )	又	は	貯金	ž (	普通	重貯	金:	を除	€ < 。	)			
カ	金					銭							信							託			
キ	有					価							証							券			
ク	出		<b>資</b>	•		1=			ょ	_			る				権			利			
ケ	貸	付 先	<u> </u>	との	残	高	が	1	0	(	)	万	円	を	超	え	る	貸	付	金			
	支	払れ	> 1t	, た	金	額	が	1	0		0	万	円	₹ 	Ē Į	迢	え	る	敷	金		· <b>II</b>	
サ	取	得の作	西格	が 1	0	O 7	5 円	を	超	え	る	施	没 0	D 手	用	1=	関	す	る 権	利			
シ	借	入 先	ご	との	残	高	が	1	0	C	)	万	円	を	超	え	る	借	入	金			

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月/5日

政治団体の名称

柿﨑英矢後援会

会計責任者の氏名

山﨑 学



※代表者の氏名

一山﨑和彦

(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。